

一般社団法人日本ロボット学会 功労賞規程

2011年3月29日理事会制定
2011年11月15日理事会改定
2019年4月16日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、功労賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 功労賞(英文名: Distinguished Service Award)は、本会の運営ならびに諸活動への貢献を奨励することを目的とし、そのような具体的貢献のうち、特に顕著なものを成した個人に贈呈し、その功労に報いる。

(表彰者の数)

第3条 表彰する者の数は、毎年3件以下とする。ただし事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 選考の対象は、表彰年度内に推薦資格者より推薦されたもの、および前年の選考小委員会で次年再審査対象となったものとする。本章で表彰年度とは当該表彰の選考完了ならびに授賞を行う年度を言う。

(推薦者の資格)

第5条 推薦者は、本会正会員とする。

2 推薦者は、被推薦者と同一人であってはならない。

(受賞者の資格)

第6条 受賞者は、被推薦年度および表彰年度において本会の正会員または学生会員または職員であって、表彰年度において本会役員でないことを要する。

2 特段の事情あるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により当該受賞者の資格を有効とすることができる。

(賞の内容)

第7条 功労賞は、賞状、賞牌とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第8条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(表彰の制限)

第9条 功労賞の表彰を受けた個人は、受賞した翌年及び翌翌年には表彰しない。

(選考小委員会の設置)

第10条 功労賞の候補者を選考するため選考小委員会を設ける。

(1) 委員長 副会長

(2) 幹事 庶務担当理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。

(3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。

(選考の原則)

第11条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

- 2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(推薦方法)

- 第 12 条 会長は、表彰年度ごとに、功労賞推薦者の資格を有する者に対して、記名推薦を依頼する。
- 2 上の推薦は、原則として、表彰委員会において決定した推薦期間内に行われるものとする。
 - 3 特に重要な貢献について迅速に顕彰する必要がある場合、上の 2 にかかわらず、適正な選考が担保される範囲内において、随時推薦を受け付け、表彰委員会の判断のもとに、当該推薦を選考対象に加えることができる。

(推薦基準)

- 第 13 条 功労賞への推薦は、推薦対象となる貢献の具体的な内容と効果、およびその顕著さを客観的に明示するものとする。

(審査基準)

- 第 14 条 功労賞の審査にあたっては、推薦対象である貢献の具体性と客観的な顕著さ、および候補者の努力の大きさを総合的に評価し、特に秀でた者を選定する。

(受賞候補者の選定)

- 第 15 条 委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法について確認する。
- 2 委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

(結果の報告)

- 第 16 条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは、選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。
- 2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし選考小委員会委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

- 第 17 条 本賞の受賞者は、前条の委員長の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

(経緯の非公開)

- 第 18 条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は、この趣旨を尊重しなければならない。

(選考小委員会の解散)

- 第 19 条 選考小委員会は、各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

(規程の改廃)

- 第 20 条 この規程の改廃は、企画・広報理事、功労賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は 2011 年 3 月 29 日より実施する。
2. 本規程は 2011 年 11 月 15 日より改定実施する。
3. 本規程は 2019 年 4 月 16 日より「功労賞規程」と改称の上、改定実施する。

本文書は「一版社団法人日本ロボット学会功労賞規程」の正文であることを確認する。

2019 年 4 月 16 日

署名

印